

# 介護老人保健施設 老健さがみ (介護予防)短期入所療養介護利用料金体系表 別紙1

平成26年4月1日現在

◎介護保険制度内料金(1単位あたりの単価は10.27円)

## 【短期入所療養介護】

基本単位	要介護度	従来型個室		多床室(2人室・4人室)	
		単位数	利用者負担相当	単位数	利用者負担相当
	要介護1	754単位/日	775円/日	831単位/日	854円/日
	要介護2	802単位/日	824円/日	879単位/日	903円/日
	要介護3	865単位/日	889円/日	942単位/日	968円/日
	要介護4	917単位/日	942円/日	996単位/日	1,023円/日
	要介護5	971単位/日	998円/日	1,049単位/日	1,078円/日

## 【介護予防短期入所療養介護】

基本単位	要支援度	従来型個室		多床室(2人室・4人室)	
		単位数	利用者負担相当	単位数	利用者負担相当
	要支援1	579単位/日	595円/日	616単位/日	633円/日
	要支援2	720単位/日	740円/日	770単位/日	791円/日

## 【短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護共通】

加算等単位	加算項目	単位数	利用者負担相当	内容	
		リハビリテーション機能強化加算	30単位/日	31円/日	PT・OTを入常勤換算法で、入所者を50で除した数以上配置し、個別リハビリテーション計画を作成、当該計画に基づきリハビリを適切に行う体制にある場合に毎日算定
	個別リハビリテーション実施加算	240単位/日	247円/日	利用者に対して、PT・OTが個別リハビリテーションを20分以上実施したその日に算定	
	夜勤職員配置加算	24単位/日	25円/日	夜勤を行う看護・介護職員を、入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上、かつ2を超えて配置している場合に算定	
	サービス提供体制強化加算(I)	12単位/日	13円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合に算定	
	療養食加算	23単位/日	24円/日	医師の食事箋に基づき、糖尿病食、腎臓病食等の療養食を提供した日に毎日算定	
	送迎加算	184単位/片道	189円/片道	居宅と事業所(施設)間の送迎を行う場合に片道につき算定	
	介護職員処遇改善加算	1ヵ月の総単位数の1000分の15に相当する単位			

## 【短期入所療養介護のみ】

加算単位	加算項目	単位数	利用者負担相当	内容
	緊急短期入所受入加算	90単位/日	93円/日	利用者の事情により、居宅サービス計画に計画されていない短期入所療養介護を提供した場合
	重度療養管理加算	120単位/日	124円/日	別に厚生労働大臣が定める状態にある要介護4または5の利用者に対してサービス提供を行った場合

◎介護保険制度外料金(利用者の希望により提供した場合に費用が発生します)

## 【短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護共通】

項目	金額	内容
滞在費(従来型個室)	1,000円/日	負担限度額の適用を受けていらっしゃる方は、段階により490円へ減額されます。
滞在費(多床室:2・4人室)	400円/日	負担限度額の適用を受けていらっしゃる方は、段階により320円または0円へ減額されます。
食費	朝食:450円 昼食:700円 夕食:650円	各食毎に料金が設定されており、実際に召上がった分のみのお支払いをいただきます。負担限度額の適用を受けていらっしゃる方は、段階により1日の負担額の合算が650円、390円、300円を超えることはありません。
おやつ費	100円/食	施設で用意するおやつ費用です。
理美容費	1,260円/回	業者委託です。顔そりを希望される場合には更に840円が加算されます。
アメニティ費	実費	業者委託です。タオル・日用品の費用です。